

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第273号)

平成15年9月29日

横情審答申第273号

平成15年9月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年4月2日都筑福第114号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都筑区民生委員の候補者名簿等の提出について（平成13年度都筑地福第  
31号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「都筑区民生委員の候補者名簿等の提出について（平成13年度都筑地福第31号）」のうち、「メゾンふじのき台の地区世話人候補者内申書」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都筑区民生委員の候補者名簿等の提出について（平成13年度都筑地福第31号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年2月7日付で行った本件申立文書を一部開示とした決定のうち、「メゾンふじのき台の「地区世話人候補者内申書」」（以下「本件内申書」という。）で非開示とした部分（以下「本件申立部分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立部分に記録された個人の氏名は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

## 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の一部開示決定のうち、本件申立部分の開示を求める。
- (2) メゾンふじのき台の地区世話人候補者全員の氏名を知りたい。
- (3) 本件は、メゾンふじのき台自治会の民生委員に関するものである。平成13年7月に委員の増員があったが、その増員、担当区域、人選の過程を区に説明を求めたが、応じない。
- (4) 住人無視で決定されたことで、その究明のためにも、関連資料の全ての開示を求める。

## 5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成13年7月1日付民生委員児童委員候補者の推薦にあたり、地区世話人会で推薦された民生委員児童委員候補者について横浜市民生委員推薦会都筑区委員会で審議した後、都筑区長に提出された文書を、福祉局長あてに送付した際の決裁文書である。

本件申立部分は、当該文書中の「メゾンふじのき台の「地区世話人候補者内申書」」のうち非開示とされた氏名の部分であって、保健指導員代表、PTA代表、青少年指導員代表、老人クラブ代表、その他ボランティア等地域住民の福祉等に関係ある者及び子供会代表として選出された候補者の氏名である。

地区世話人は、地域を代表し、民生委員児童委員としてふさわしい候補者を民主的かつ公正な方法により選出することを目的として設置され、当該地区の自治会・町内会長が各組織の代表と協議した上で決定し区長あて内申される。

申立人は、本件申立部分について開示を求めているため、当審査会としては、以下、実施機関が本件申立部分について非開示とした判断の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件内申書のうち、個人の氏名について本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件内申書に記録された個人の氏名のうち、非開示とされた部分については、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

エ なお、上記ウで本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年4月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・諮問の報告
平成14年5月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・審議
平成15年7月11日 (第15回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・審議